

○ 保育所の保育料

■ 保育料の算定

保育料は、原則、各月1日を基準日として、児童と生計を同じくする保護者（父母）の住民税の課税状況やひとり親世帯、在宅障がい者世帯などの世帯状況、児童の出生順位、児童の年齢、保育必要量の区分により算定します。

3歳児以上の保育料は無料です。（0～2歳児は住民税非課税世帯の場合、保育料が無料となります。）

階層区分は1階層～19階層（0円～55,000円）に分かれています。

上記により算定された保育料とは別に、給食費（3歳児以上）や保護者会費、教材費等の負担が必要になる場合があります。

■ 保育料の納付

認可保育所の保育料の納付期限は、保育を実施した月の翌月月末（11月分については12月27日）です。（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。）

認定こども園（保育所部分）及び小規模保育事業施設の保育料の納付期限は施設にお問い合わせください。

■ 出雲市独自の多子世帯軽減制度

子どもが3人以上いる世帯で、保育所入所児童のうち最年長の子どもが3人目以降の子どもの場合、この最年長の子どもの保育料は半額になります。ただし、同一世帯で保育料の滞納がある場合には、この軽減制度を受けることができません。また、この軽減制度を受けるためには、毎年、申請が必要になります。

保育料に関する問い合わせは、保育幼稚園課入園係 電話：21-6964へお願いします。